

盛岡市コミュニティ交通サポート補助金交付要綱

(目的)

第 1 地域住民の移動手段を確保し、もって地域福祉の増進を図るため、コミュニティ交通の運行を行うために要する経費に対し、予算の範囲内で盛岡市補助金交付規則（昭和 50 年規則第 27 号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ交通 地域住民の移動手段を確保するため地域住民等が主体となって運行を行う乗合タクシー、相乗りタクシー、交通空白地有償運送及び互助による運送をいう。
- (2) 乗合タクシー 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の許可を受けた一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下「事業者」という。）が、乗車定員が 11 人未満の自動車を使用して行う道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「省令」という。）第 3 条の 3 各号に掲げる乗合による旅客の運送をいう。
- (3) 相乗りタクシー 法第 4 条第 1 項の許可を受けた事業者が、乗車定員が 11 人未満の自動車を貸し切って行う旅客の運送であって、運送開始前に複数の旅客が相互に同乗することを承諾し共同して運送に係る契約を締結することにより行われるものをいう。
- (4) 交通空白地有償運送 省令第 49 条第 1 号に規定する交通空白地有償運送をいう。
- (5) 互助による運送 法第 4 条第 1 項の規定による許可又は法第 79 条の規定による登録を要しない運送であって、運賃の収受をせずに地域住民等の互助により行うものをいう。

(補助対象者)

第 3 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内会、自治会、ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人その他これらに類する団体（交通空白地有償運送を行うものにあつては、省令第 48 条各号に掲げる者のうち、法第 79 条の規定による登録を受けたもの又は受けようとするもの。以下「町内会等」という。）であつて、市の区域内に活動の拠点を有し、かつ、当該団体の構成員の数が 3 人以上であるもの。
- (2) 公共の利益の増進を目的とする活動を行うもの。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としないもの。
- (4) 市税を滞納していないもの。
- (5) 盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 9 条第 1 項各号に掲げる者でないもの。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第4 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる運送の方法の区分に応じ、同表の当該中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

区分	経費	補助額
乗合タクシー	町内会等が事業者に乗合タクシーの運行を委託する場合に要する委託料（当該運行に係る運賃の額から利用者が負担する額を控除した額（以下「運行欠損額」という。）に限る。）	当該経費が10万円未満の場合にあっては当該経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）、当該経費が10万円以上20万円以下の場合にあっては10万円、当該経費が20万円を超える場合にあっては当該経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が40万円を超えるときは、40万円を限度とする。
相乗りタクシー	町内会等が事業者相乗りタクシーの運行を依頼する場合に要する経費（運行欠損額に限る。）	当該経費が10万円未満の場合にあっては当該経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）、当該経費が10万円以上20万円以下の場合にあっては10万円、当該経費が20万円を超える場合にあっては当該経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が40万円を超えるときは、40万円を限度とする。
交通空白地有償運送	町内会等が交通空白地有償運送を行う場合に要する報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、自動車関係経費（町内会等が所有し、又は自動車の所有者から使用の承諾を得た自動車であって交通空白地有償運送に使用するものに係るものに限る。）、役務費、自動車借上料、省令第51条の16第1項第1	当該経費が10万円未満の場合にあっては当該経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）、当該経費が10万円以上20万円以下の場合にあっては10万円、当該経費が20万円を超える場合にあっては当該経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が40万円を超えるときは、40

	号に規定する国土交通大臣が認定する講習のうち交通空白地有償運送運転者講習に要する経費その他市長が認める経費（運送に係る運賃の収入がある場合にあっては、当該経費から当該収入の額を控除した額に限る。）	万円を限度とする。
互助による運送	町内会等が互助による運送を行う場合に要する消耗品費、燃料費、印刷製本費、自動車関係経費（町内会等が所有し、又は自動車の所有者から使用の承諾を得た自動車であって互助による運送に使用するものに係るものに限る。）、役員費、自動車借上料、当該運送に従事する者が受講する安全運転に係る講習に要する経費その他市長が認める経費	当該経費が10万円未満の場合にあっては当該経費に相当する額（その額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）、当該経費が10万円以上20万円以下の場合にあっては10万円、当該経費が20万円を超える場合にあっては当該経費の2分の1に相当する額（その額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が40万円を超えるときは、40万円を限度とする。

- 2 当該年度において、国、県その他の団体から地域住民の移動手段の確保に係る補助金等の交付を受けた又は受ける見込みがある場合の経費の額は、前項の規定により算定した経費の額から当該補助金等の額（見込額を含む。）を控除した額とする。

（補助の実施期限）

- 第5 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和8年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

- 2 前項ただし書の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金により移動手段を確保した団体数
- (2) 当該補助金を活用して確保した移動手段の利用者数

（申請の取下期日）

- 第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類）

- 第7 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第 7 関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第 4 条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 見積書の写し 5 事業内容の分かる書類（運送対象範囲図等） 6 法人又は団体の前年度の決算書（設立から 1 年に満たない場合を除く。） 7 完納証明書（課税法人に限る。） 8 その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	補助事業を開始しようとする日の30日前
規則第 9 条第 1 項	補助事業変更承認申請書	1 部	変更しようとする日の15日前
規則第 9 条第 2 項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1 部	中止し、又は廃止しようとする日の15日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書の写しその他支出を証する書類 5 事業結果の分かる書類（運送の状況が分かる写真、報告書等） 6 その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	事業完了後30日以内 又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日
規則第17条第 1 項	補助金交付請求書	1 部	補助金額確定通知書を受領した日から起算して14日以内